

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成22年4月27日(平成22年(行個)諮問第75号)

答申日：平成22年12月3日(平成22年度(行個)答申第81号)

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書12に記録された保有個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、文書4の不開示部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成22年2月19日付け総庶第101号により大津地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書(2通)によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書の記載

###### ア 審査請求に至るまでの経過

(ア)平成21年11月13日、審査請求人自身が運営するブログ「特定ブログ」に、電子版の部落地名総鑑がいい加減なものであるという説明と共に「部落地名総鑑.zip」を掲載した。

(イ)平成21年12月1日、処分庁から審査請求人に対して「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」、「特定神社所在地」等について削除要請があった。

(ウ)平成21年12月2日、審査請求人は削除要請を拒否した。

(エ)平成21年12月21日、処分庁に対して「請求者が運営する特定ブログへの削除要請についての一切の文書」を開示するよう、保有個人情報開示請求書を提出した。

(オ)平成22年2月22日、審査請求人は原処分についての通知を受け取った。

(カ)平成22年2月27日、審査請求人は本件対象保有個人情報のう

ち部分開示されたものを受け取った。

イ 法人その他の団体に関する情報について

(ア) 法14条3号は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く、法人その他の団体に適用されるものであるところ、本件対象保有個人情報中の「通報者」は「関係行政機関」であるから、同号イには該当しない。

(イ) また、法の趣旨は「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべき」（「行政機関等個人情報保護法の解説」監修・総務省行政管理局、編集・社団法人行政情報システム研究所 ISBN4-324-07581-6（以降「法の解説」という。）85ページ）ということである。したがって、法14条7号柱書きに該当するかどうかは、民間団体を除外して検討すべきであり、行政機関が調査に応じることを拒否することは通常あり得ないので、事務事業に支障を及ぼすという処分庁の主張は当たらない。

ウ 特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたものについて

(ア) 処分庁のいわゆる人権擁護活動は「部落は単に今の住民が差別対象となるだけでなく、一度住もうものなら戸籍に住所が残るので、死ぬまで差別され続け、その住民と結婚しようものなら末代まで差別される厳しい現実が存在する」、「部落は具体的にどこか分からないが、事実かどうかにかかわらず、誰かが部落であると言ったら差別対象になる」という建前の下に成立しているので、公開情報として扱われると建前が壊れて処分庁の事務事業に悪影響を及ぼすというのが、処分庁が説明する処分理由の意味である。

(イ) 一方、不開示とされた地域名は恐らくは「部落地名総鑑」と「特定神社所在地」の内容である。しかし、「部落地名総鑑」はだれかがいたずらで作った、でたらめな住所の一覧であるし、特定神社の近くに住むと差別対象になるということが処分庁の公式な見解であったとしても、特定神社の場所は処分庁が開示するまでもなく、地図を見れば分かることである。

(ウ) また、法が規定する開示請求権制度は、「不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている」ものである（法の解説80ページ）。「部落地名総鑑」と「特定神社所在地」は既に審査請求人が保有している情報であり、審査請求人の責任において平成21年11月13日からインターネットで公開しているものであるから、審査請求人に開示しても、処

分庁の事務事業には影響しない。

## エ 処分庁の認識の誤りと、職務権限の逸脱について

(ア) 平成22年3月、審査請求人が処分庁に電話で問い合わせたところ、処分庁の認識は次のとおりであった。

a 審査請求人は事件の相手方ではないので、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）（以下「規程」という。）20条による通知はできない。

b 事件の相手方は「部落地名総鑑」と「特定神社所在地」を作成した人物である。

c 本件文書で被害者とされている同和地区住民が存在するかについては回答できない。

d そもそも同和地区住民というものが国の立場として存在するのかということについては回答できない。

e 審査請求人が被害者の同和地区住民の1人として、規程20条に基づく請求をした場合、理由は言えないが却下する。

(イ) 処分庁は審査請求人は事件の相手方ではないというが、事件記録から相手方は審査請求人であることが明らかであり、処分庁は本件文書と審査請求人との関係を誤って開示・不開示の判断をしている。

(ウ) また、処分庁は被害者である同和地区住民を把握しておらず、人権侵犯の事実が確認できないにもかかわらず、規程15条及び17条に反して、審査請求人に対して削除要請をしたものである。これは、職務権限の逸脱であり、憲法21条に反する、言論・出版の自由の侵害であるから、法的保護に値する事務事業の一つとして行われたとは言えない。

## (2) 意見書の記載

### ア 理由説明書の(2)の「人権侵犯事件記録」全般について

そもそも、人権侵犯事件が発生した事実がなく、人権侵犯事件記録を作成したことは越権行為である。

処分庁が削除要請を行った「部落地名総鑑」は、「でたらめ」な同和地区一覧であり、その事実を指摘した論評と共に、審査請求人が「特定ブログ」に掲載したものである。憲法21条は言論、出版その他一切の表現の自由を保障しており、審査請求人が同和問題に関して論評する権利も、諮問庁の言う「国民に保障されている基本的人権」の1つである。もし、削除要請に従えば、審査請求人の主張する部落地名総鑑がでたらめなものであるということが説得力を失い、審査請求人の権利が侵害される。

一方で、諮問庁は特定ブログに掲載された情報により、だれの、い

かなる基本的人権が、だれによって侵害されたのか、あるいはされるおそれがあるのか、説明できていない。

部分開示された人権侵犯事件記録によれば、被害者は「同和地区住民」とされているが、でたらめな同和地区一覧がでたらめであることを実物を示して指摘することが、同和地区住民の人権を侵害するというのは矛盾している。

また、同和地区住民とはどのような要件を満たす人のことをいうのか、言い換えれば、実際に「同和地区住民の人権が侵害された」という事件が起こった場合に、被害者が同和地区住民であると確認する手段を諮問庁は持っていない。

さらに、人権侵犯事件記録によれば、事件の相手方は不詳とされているが、これは常識的に考えれば審査請求人のことである。しかし、審査請求人が大津地方法務局に対して、相手方として事件経過の通知を請求したところ、事件の相手方は部落地名総鑑を作成した人物であると説明を受けている。当然、人権侵犯事件記録をそのように解釈することはできないし、部落地名総鑑を作成した人物を特定できる見込みがないことは明らかである。

以上のように、実質上被害者も相手方も存在しておらず、守られるべき基本的人権の内容もあいまいであるため、人権侵犯事件が発生していたとは言えない。

なお、特定ブログは掲示板ではなくブログである。

#### イ 理由説明書の（４）について

##### （ア）理由説明書の（４）アについて

正当な事務事業について、職員間の内部的な協議・検討が法14条7号の不開示情報に該当し得ることに異論はないが、本件人権侵犯事件の処理が越権行為であることから、法的保護に値しない。

##### （イ）理由説明書の（４）イ及びウについて

人権侵犯事件記録によれば、通報者は「関係行政機関」であることから、不開示とされた情報は独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人のいずれかに属する団体であると思料され、法14条3号は適用されない。

また、法14条7号に該当すると言うが、実質は法人等又は審査請求人以外の個人の利益に関することを言っているのであるから、同条3号及び2号をもって論ずるべきである。したがって、同条3号については前に述べたとおりであり、不開示とされた関係者は行政機関に所属しているため、同条2号ただし書ハの公務員等であると思料され、不開示情報には当たらない。

(ウ) 理由説明書の(4)エについて

文書の表題(正確にはファイル名)が「部落地名総鑑.txt」, 「特定神社所在地.txt」, 「部落地名総鑑.xls」であり, それぞれに書かれた地名は, 審査請求人本人が知ることであり, 現在も特定ブログに掲載してだれでも見られるようにしているものである。

個人情報の開示制度は, 特定の開示請求者に開示する制度であるから, 現に開示請求者が知っている情報と同じものを開示しても, 法14条7号に該当するような, 事務事業に支障が生ずることはあり得ない。

諮問庁は「それらの地域の居住者, 出身者等の不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生ずるおそれがある」とするが, そうであれば, 法14条3号をもって論ずるべきことである。そうであるとすると, 諮問庁の説明は, 人権侵犯事件記録にあるように, 現に審査請求人が公開しているこれらの地域が間違いなく同和地区であるから, 住民が差別的取扱いを生ずるおそれがあるということか, あるいは事実かどうかはともかくとして, 同和地区と思われるような場所や特定神社の近くに, 居住したり住んだ経歴があると不当な差別的取扱いをされるということか, いずれかである。

審査請求人は, いずれにしても, 諮問庁から「居住者や出身者が不当な差別的取扱いをされる」と言われるような筋合いのある地域ではないと考えるし, それだけでなく, 不開示という目的ありきで, 現にだれでも知り得る地域について, そこに居住したり, そこに住んだ経歴が残ると差別対象になるというような説明をすることは, 人権擁護活動を行う機関としては不当であると考えます。

ウ おわりに

審査請求人は, 特定ブログに掲載したでたらめな部落地名総鑑であれ, 本物の同和地区一覧であれ, 削除要請に従う意思はない。「同和地区と思われるような場所に住んだり, 住んだ経歴があると差別対象になる」というのが国の事実認識であれば, これから同和地区の土地を買ったり, 同和地区で結婚しようとしている人に対してであれ, 国としての扱いは「そのような地域である」と説明するだけであるし, 他の地域や地域に絡む問題と比べて特別扱いする理由はないということであれば, そう説明するだけである。

以上のことを踏まえて判断してほしい。

(3) 補充意見書の記載

ア 補充理由説明書(1) 総論について

(ア) 独立した一体的な情報の取扱いについて

補充理由説明書が引用する，最高裁平成8年（行ツ）第210号，第211号，平成13年3月27日第3小法廷判決，最高裁平成9年（行ツ）第136号，第137号，平成14年2月28日第1小法廷判決が，行政機関の長が独立した一体的な情報を更に細分化して部分開示を行う義務がないことを判示したものであることは認める。

念のため説明すると，審査請求人による大津地方法務局に対する個人情報開示請求は法に基づいて行ったものである。法15条2項は開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に関しては，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述を除いて開示することを行政機関の長に義務付けており，少なくとも法14条2号に該当する情報に関しては前述の判例は適用されない。

(イ) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報と，当機関が実施した調査の内容に関する情報について

これら事務事業は本来は法務省設置法4条36号「人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。」に基づいて実施されるべきものであるが，人権侵犯事件が発生したという事実がなく，また人権侵犯事件が発生するおそれも認められない。したがって，本件文書は越権行為に係るものであり，法的保護に値するものではない。

また，人権侵犯事件の調査は犯罪捜査とは違い，任意的なものである。特に本件では告発されるような事案は存在していない。補充理由説明書(1)，ウ，(ウ)で「調査の結果得られた証拠」であるとか「当機関が当該証拠を得ている」といったことが書かれているが，何を立証するための「証拠」なのか，事務事業との関連が不明である。

イ 補充理由説明書(2)各論について

(ア) 文書2及び文書3について

通報者が報復や不利益を受ける情報が法14条7号に該当するということであるが，個人又は法人が不利益を受ける情報は同条2号又は3号が適用されるべきものである。

審査請求人が上記(1)イ(イ)で説明しているとおり，本件では通報者が行政機関であるため，法14条7号の柱書きによる不開示理由には当たらない。また，通報自体が行政機関に所属する公務員が職務上行ったものと考えられるから，通報者を推測させる他の情報も，不開示情報ではない。

(イ) 文書 4 について

大前提として、これらの文書の内容も、これらの文書を大津地方法務局が「証拠」として取得した事実も、審査請求人が既に知っていることである。

したがって、これらの文書を開示することで、新たな情報を開示することにはならない。

また、補充理由説明書（２）ウの説明の要点は以下のとおりと考えられる。

ア 同和地区出身者が結婚、就職で差別される事案はいまだに後を絶たない。

イ 同和地区出身者は、その人の現住所、過去の住所、本籍が「部落地名総鑑」に書かれた地名であるかどうかで判別又は推測できる。

ウ その根拠は、平成 17 年ころ、行政書士らが戸籍の不正請求を行ったからである。

エ 書いてある地名が同和地区でなくても、「部落地名総鑑」に類似するものは部落差別を助長する。

審査請求人が把握する限り、同和地区の場所は公知のもので、同和对策事業で建設された隣保館、集会所、改良住宅、納骨堂等の位置から容易に特定できるものである。また、既に意見書と共に提出しているとおり、特定市 A では特定市 A 同和事業促進協議会（現特定市 A 人権協会）が「部落地名総鑑」を出版していたので、同和地区の区域が詳細に分かるようになっている。

とすると、そこに住むと結婚、就職で差別されると諮問庁が認める地域というものは容易に識別可能である。例えば不動産取引において、自殺者が出た物件でさえ事故物件として告知義務があることを考慮すると、そこに住むと結婚、就職で差別されると行政が認めるような物件であることを購入希望者に告知することは正当であるどころか、義務であるように考えられる。

別の見方をすると、諮問庁は「部落地名総鑑」に書かれた地域に住む住民の権利利益を守ろうとしているのではなく、「部落地名総鑑」と呼ばれるものを不開示にする目的ありきで、「部落地名総鑑」に書かれた地域をおとしめるような説明をしている。そのことによって「部落地名総鑑」が部落差別の代表例であると主張してきた諮問庁とその背後にあるもの（部落解放同盟を始めとする圧力団体とその関係者）の面子を守ることが、諮問庁の言う「事務の適正な遂行」や「国民からの信頼」であると考えざるを得ない。

例えば、偽の「部落地名総鑑」は不開示としながら、事実上の特定市Bの同和地区一覧である、「特定市B地区会館管理規則」（文書11の3枚目）や、審査請求人が紹介した、特定サーチエンジンを使って自治体のウェブサイトに掲載された同和地区の地名を検索する方法（文書11の6枚目及び7枚目）を開示していることは、本当の不開示理由が特定居住者等を差別から守るためではないことを証明するものである。本当の不開示理由は、民間人が作成した偽の「部落地名総鑑」を黒塗りにして差別文書であると認定しても行政側の面子がつぶれることはないが、文書11の3枚目、6枚目及び7枚目のような行政が作成した文書を黒塗りにすることは、行政が正真正銘の同和地区一覧を公開していることを認めることになり、行政側の面子がつぶれてしまうので、黒塗りにしていないというだけのことである。

なお、審査請求人の認識としては、過去に同和地区指定されていた地区と言っても現状は様々であり、それを一般化して「結婚、就職で差別される」と言うことはできない。また、戸籍に書かれた本籍地と同和地区出身は全く無関係である。参考として、審査請求人の住所と本籍地が書かれた運転免許証のコピーを添付するので、必要であれば、本当に本籍地で人を差別できるものかどうか、大津地方法務局が開示した文書にある「特定市B地区会館管理規則」と照合するか、あるいは特定市Bを始めとする関係自治体に問い合わせる同和地区出身者かどうか確認してほしい。

根本的な問題として、国による同和对策事業は2002年に終結しており、少なくとも国の立場としては「同和地区」は存在していないし、同和地区住民を判別することは実務的に不可能な状況となっている。また、国の同和对策事業は属地主義であり、「同和地区出身者」と呼ばれる属人的な身分は明治4年8月28日太政官布告（488号、489号）により廃止されて以降、存在したことはない。

補充理由説明書（2）ウ（イ）eで、大津地方法務局が証拠として取得した偽の「部落地名総鑑」の内容を開示すると、審査請求人がそのことをブログで公表するのではないかとすることを危惧しているが、現に「部落地名総鑑」は審査請求人が保有しているもので、現在も公開を続けているため、開示、不開示の違いは、審査請求人が再度「部落地名総鑑」をブログで紹介するかどうかということに影響を及ぼすものではない。

意見書ウで説明しているとおり、開示であれ不開示であれ、

「部落地名総鑑」の中味を改めて示しながら、行政の判断理由をブログで公表するだけである。

- (ウ) 文書 5, 文書 6, 文書 7, 文書 10 及び文書 12 の文書について職員が率直にやり取りした文書には、時には放言や失言の類が含まれている可能性があり、そういったものまで含めて開示してしまうことは法の趣旨に反するものであることは審査請求人も理解することである。しかし、本件の場合には越権行為であるので法的保護に値しないというのが審査請求人の意見である。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書の記載

##### (1) 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、審査請求人が管理しているインターネット上の掲示板「特定ブログ」につき、大津地方法務局が削除要請した人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記(4)の理由により、平成22年2月19日保有個人情報の一部開示決定(原処分)をし、同日付け総庶第101号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で審査請求人に通知した。

##### (2) 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関(以下「人権擁護機関」又は「当機関」という。)がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

##### (3) 不服申立ての趣旨

審査請求人は、原処分を一部取り消し、審査請求人が管理しているインターネット上の掲示板「特定ブログ」につき、大津地方法務局が削除要請した人権侵犯事件記録一式のうち、「職員間の協議、検討の内容」、「法人その他の団体に関する情報」、「審査請求人以外の者から聴取し

た事実及び被聴取者や聴取内容を推認させる情報」，「特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたもの」について，不開示とした部分を開示に変更する決定を求めている。

(4) 部分開示を行った理由

ア 別紙の本件対象保有個人情報の中には，人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては，証拠の評価，関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して，どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると，事件についての心証，供述の信用性への疑問，当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり，事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また，人権侵犯事件に関する人権擁護機関の措置には強制力がなく，当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止，侵害状態の排除，被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから，自主的な紛争の解決を図るためには，人権擁護機関の判断を説得的に説明し，当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら，内部での様々な意見が当事者に開示されると，このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから，このような事態が生じることを恐れて，職員が，自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し，率直な意見を述べたり，それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって，これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。(文書2，文書3，文書6，文書7，文書10及び文書12)

イ 本件人権侵犯事件記録一式の中には，法人その他の団体に関する情報が含まれている。

法人その他の団体に関する情報を審査請求人に開示することにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれており，これらの情報は法14条3号イの不開示情報に該当する。

また，これらの情報が開示されることとなれば，関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく，調査そのものに応じることも拒否するようになり，ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，これらの情報は，

法 14 条 7 号柱書きの不開示情報にも該当する。（文書 2 及び文書 3）

ウ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実やその内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容や当該関係者を推認することができる情報を第三者に開示すると、関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに応じることを拒否するようになる。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなる。したがって、これらの情報は法 14 条 7 号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。（文書 2 及び文書 3）

エ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、大津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたものが含まれている。これらの情報が開示されると、その標題とあいまって、それらの地域の居住者、出身者等の不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生じさせるおそれがあり、人権擁護機関による実効的な人権啓発活動を困難ならしめ、国民の権利擁護の実現を危うくし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、

これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。（文書4）

- (5) 審査請求の対象となっている本件報告書に記載された本件対象保有個人情報のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示条文については、別紙2のとおりである。

## 2 補充理由説明書の記載

### (1) 総論

#### ア 独立した一体的な情報の取扱いについて

(ア) 行政機関の長は、独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分には不開示部分に該当する情報は記録されていないものとしてこれを開示することを義務付けられていない（地方自治体の公文書公開条例に関する、最高裁平成8年（行ツ）第210号，第211号平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530ページ，最高裁平成9年（行ツ）第136号，137号平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号467ページ参照）。

(イ) そして、このような、「独立した一体的な情報」をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的性状、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上、不開示事由に関する定め趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきである。

(ウ) また、一つの文書に記載されている情報の単位は、見る人の関心によって異なり、いわば重層的なものであって、その重層の各層ごとに不開示事由の存否を判断し、その結果、最終的に、不開示事由が認められる「層」の情報の単位が、情報の単位として把握されることになるものと言うべきである。

この点、「情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとかたまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。」「不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、・・・開示することが適当でない」と認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である」とする情報公開審査会平成14年7月17日答申（同13年諮問第142号）も、上記と同趣旨を述べるものと解される。

(エ) なお、行政機関の長が、不開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部分のみを不開示として、その余の部

分を開示するといった態様の開示を任意に行うことは禁じられているものではない。

したがって、本件においても、かかる態様により、独立した一体的な情報の一部分を開示しているものがあるが、このことは、他の情報についての一体性の判断を左右するものではない。

イ 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報について

(ア) 上記1(4)アのとおり、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、職員間の協議・検討の内容に関する情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) なお、ある情報から職員間の協議・検討の具体的内容が直ちに明らかにならないと考えられる場合であっても、開示された他の情報や審査請求人が既に知り得ている情報と併せると協議・検討の具体的内容を推測することができる場合や、審査請求人が当該開示部分や協議・検討の日時、回数、頻度等を手掛かりに協議・検討の具体的内容を独自に推測する場合もあり、かかる場合には、協議・検討の具体的内容を直接的に示す情報が開示された場合と同様、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するものと見るべきである。

(ウ) また、審査請求人が知り得ている事項が、職員間の協議・検討の内容に係る情報の一部を構成する場合(例えば、審査請求人が所持している文書の写しが職員間でやり取りされている場合等)は、それを含んだ協議・検討に係る当該情報全体が、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するものと見るべきである。

なぜなら、当該事項が職員間の協議・検討の内容の一部になっているという事実から、上記(イ)と同様に、協議・検討の具体的内容を推測することができる場合や、審査請求人が職員間の協議・検討の具体的内容を独自に推測する場合もあり、かかる場合も、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるからである。

ウ 当機関が実施した調査の内容に関する情報について

(ア) 人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い。しかしながら、当機関は、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しておらず、その調査方法にはおのずから限界がある。そのような中、開示請求の都度、当機関の行った調査の内容

をすべて明らかにしていくと、開示された情報の蓄積により、当機関の調査の方法を具体的に明らかにしてしまうことにつながりかねない。かかる場合、事後における類似事件の調査において、当機関の調査の方法を知った関係者等から誠実な供述が得られなくなるなど、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) したがって、当機関が実施した調査の内容に関する情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(ウ) なお、審査請求人が、調査の結果得られた証拠の内容について知り得ている場合であっても、審査請求人が、当機関が当該証拠を得ていること又はその経緯を知らない場合には、当該証拠の内容を含む当該調査の内容に係る当該情報が、全体として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するものと見るべきである。

なぜなら、調査の結果得られた証拠の内容を開示することによって、当機関が当該証拠を得たことが判明することになるとともに、その手法が推測されるおそれもあり、かかる場合も、上記(ア)と同様に、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるからである。

## (2) 各論

### ア 文書2について

(ア) 文書2の1枚目及び2枚目の各「事件端緒」欄について

上記各部分には、本件人権侵犯事件における通報者に係る事項が記載されているところ、かかる事項を開示すると、通報者が報復や不利益を受けるおそれがある上、当機関に人権侵犯の事実を通報する意思を有している者が、報復や不利益を受けることを恐れて通報することに消極的になり、その結果として人権侵害の事実が潜在化したり、事件の調査においても通報者からの協力が得にくくなることが予想され、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、上記各部分に記載された保有個人情報、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) 文書2の3枚目の「事案の概要」欄及び「調査事実の要旨」欄の1項について

a 上記各部分には、本件人権侵犯事件における通報者及び通報内容に係る事項が記載されているところ、かかる事項を開示すると、上記(ア)のとおり、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記各部分に記載された保有個人情報、それぞれ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- b なお、上記各部分には、それぞれ、通報者及び通報内容に係る事項が記載されているところ、これらが一体となって通報者が通報を行ったという内容を構成するものであるから、上記各部分は、社会通念上、それぞれ、1個の独立した一体的な情報を構成する。

(ウ) 文書2の3枚目の「調査事実の要旨」欄の2項について

- a 上記部分のうち、下記cを除く部分には、当機関が実施した調査の内容に係る事項が記載されている。

前記(1)のウのとおり、当機関が実施した調査の内容に係る情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記部分に記載された保有個人情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- b なお、上記部分には、調査の結果得られた証拠の内容とその手法及び経緯が記載されているところ、これらが一体となって当機関が実施した調査の内容を構成するものであるから、上記部分は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

- c 文書2の3枚目の「調査事実の要旨」欄の2項の3行目の10文字目から24文字目までの部分については、後記ウと同様の理由が当てはまり、これを開示すると、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同部分に記載された保有個人情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 文書3について

- (ア) 文書3の不開示部分には、本件人権侵犯事件における調査協力者に係る事項及び同人の発言内容が記載されているところ、かかる事項を開示すると、同人が報復や不利益を受けるおそれがある上、調査に対し協力する情報を提供する意思を有している者が、報復や不利益を受けることを恐れて調査に協力することに消極的になり、協力が得にくくなること等が予想され、強制的な調査権限を持たない当機関における人権侵犯事件の調査処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記各部分に記載された保有個人情報は、それぞれ、法14条7号の不開示情報に該当する。

なお、文書3は、大津地方法務局担当官が行った電話聴取の内容が記載されたものであるところ、①発信日時、②発信者、③受信者、④会話の内容等が一体となって電話聴取の内容を構成するものであ

るから、文書3は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

- (イ) また、文書3のうち、「相手方」欄には、開示請求者以外の個人に関する事項が記載されており、同記載は、法14条2号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため、不開示事由を追加して主張する。

ウ 文書4について

- (ア) 文書4の不開示部分については、審査請求人が自ら開設している特定ブログ等の内容を印刷したものであり、審査請求人が知り得ている情報であると思料される。

- (イ) しかしながら、審査請求人が知り得ている情報か否かにかかわらず、次に掲げる理由から、上記部分を開示した場合、当機関に対する国民からの信頼が失われ、人権侵犯事件における関係者に対する調査や、当機関が行う人権啓発活動が困難になるなど、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

a 部落差別問題は、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚、就職問題を中心とする差別事案はいまだに後を絶たない状態にあり、当機関は、人権侵犯事件の調査処理等を通じ、部落差別問題の解決に努めてきた。その中でも、当機関が重点的に取り組んできたものとして、「部落地名総鑑」の問題がある。

b 「部落地名総鑑」とは、同和地区の所在地や地区名、世帯数、人口等を掲載した図書であり、その内容と、結婚や就職に際しての相手方の情報と照合することにより、その者が同和地区出身者であるか否かを判別し又はおおよその見当を付けることができるものであり、重大な部落差別につながるおそれの高いものである。

昭和50年11月、全国の同和地区の所在地や地区名、世帯数、人口等が記載された「部落地名総鑑」が販売されていることが発覚した。

これに対し、当機関は、人権侵犯事件として調査を実施し、その結果、昭和44年ころから同55年ころまでの間に、8種類の部落地名総鑑が発行されており、主として企業や興信所を中心に、延べ223社（人）に販売され、結婚や従業員の採用に当たっての身元調査等に使用されていたことが判明した。当機関は、これらの購入企業等に対し、人権侵犯事件として、勧告、説示等の措置を採るとともに、合計663冊の部落地名総鑑を回収し、平成元年7月に最終的な勧告等の措置を採り全事件の処理を終了した。

しかしながら、その後も、平成18年には、大阪市内で電子版の「部落地名総鑑」が発見されたとの報道がされるなど、「部落地名総鑑」の問題は解決したとは言えない状況にある。また、同17年ころ、戸籍不正請求事件が発覚し、人権擁護機関として、不正請求を行った行政書士らに対する勧告等を行っており、本籍地による差別が依然として存在することは明らかである。

c さらに、近年では、本件人権侵犯事件のように、インターネット上の掲示板等において、特定の地域名を摘示した、「部落地名総鑑」類似の情報が掲載される事件も相次いでいる。このような情報を放置すると、部落差別が助長されるおそれがあるため、当機関は、このような情報を認知する都度、プロバイダ等に対し、その削除を要請するなどの措置を講じている。

d 上記部分は、上記の「部落地名総鑑」とその性質を同じくするものであり、当機関が、長年にわたり、図書を回収したり、プロバイダ等に対して削除要請を行ってきた対象そのものである。

したがって、上記部分のように差別を助長する情報を開示することそれ自体が、部落差別事件の解決に向けた当機関の長年にわたる取組と相反するものであって、上記部分を開示した場合、当機関に対する国民からの信頼が失われるおそれがある。

e また、審査請求人は、自身が開設する特定ブログにおいて、本件人権侵犯事件等に関する法務局職員とのやり取りを公開するなどの行為にも及んでおり、上記部分を開示した場合、審査請求人が、同ブログ等において、同部分が開示されたことを公開する可能性が高く、上記dのおそれは極めて大きい（なお、かかる場合、審査請求人は、同部分も併せて公表することが予想され、その場合、特定地域の居住者等に対する不当な差別的取扱いを助長するおそれがあることは言うまでもない。）。

(ウ) よって、上記部分に記載された保有個人情報、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

## エ 文書6について

(ア) 文書6の1行目から18行目までは、法務省人権擁護局担当官と大津地方法務局担当官との間における、本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、前記(1)のイのとおり、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記部分に記載された保有個人情報は、法14条7

号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) なお、上記部分は、メールの件名、送受信者、送信日時、本文等の記載が一体となって職員間の協議・検討の内容を構成するものであるから、同部分は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

仮に、上記部分が全体として1個の独立した一体的な情報を構成しないとしても、少なくとも、メール本文の部分には、上記職員間の協議・検討の内容が密接不可分に記載されており、これを更に細分化すると、もはや情報として意味を持たなくなるものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものと言うべきである。

オ 文書7について

(ア) 文書7全体について

文書7は、大阪法務局担当官と大津地方法務局担当官との間における、本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、前記(1)のイのとおり、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、文書7に記載された保有個人情報、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) なお、文書7は、メールの件名、送受信者、送信日時、本文等の記載及び添付ファイルの内容等が一体となって職員間の協議・検討の内容を構成するものであるから、文書7は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

仮に、文書7が全体として1個の独立した一体的な情報を構成しないとしても、文書7のうち、2枚目の4行目及び3枚目の部分は、ある文書が上記職員間でやり取りされたこと及び同文書の内容が記載されたものであり、上記職員間で当該文書がやり取りされたという事柄が一体となって、職員間の協議・検討内容を構成するものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものと言うべきである。また、文書7のうち、1枚目の下から2行目並びに2枚目の1行目及び2行目の部分についても、ある文書が上記職員間でやり取りされたことが記載されたものであり、上記職員間で当該文書がやり取りされたという事柄が一体となって職員間の協議・検討内容を構成するものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものと見るべきである。

## カ 文書10について

(ア) 文書10は、法務省人権擁護局担当官と津地方法務局担当官との間における、本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、前記(1)のイのとおり、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、文書10に記載された保有個人情報、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) なお、文書10は、メールの件名、送受信者、送信日時、本文等の記載及び添付ファイルの内容等が一体となって職員間の協議・検討の内容を構成するものであるから、文書10は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成するものと言うべきである。

仮に、文書10が全体として1個の独立した一体的な情報を構成しないとしても、文書10のうち、1枚目の9行目及び2枚目の部分には、ある文書が上記職員間でやり取りされたこと及び同文書の内容が記載されており、上記職員間で当該文書がやり取りされたという事柄が一体となって職員間の協議・検討内容を構成するものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものと見るべきである。

### (3) 開示を相当とする部分について

ア 文書6、文書7、文書10及び文書12の電子メールの件名部分(文書6(1か所)、文書7(3か所)、文書10(1か所)、文書12(1か所、5行目の件名を除く。))については、開示したとしても人権擁護行政事務に支障を来すおそれはないと考えられ法14条7号に該当しないことから、任意に開示することとする。

イ また、ほかに、「電話聴取書(平成21年11月27日付け)」が存在し、本件対象保有個人情報に該当すると認められるため、追加して開示することとする。ただし、同文書のうち、受信者欄及び本文の記載については、理由説明書(4)のウの審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報に該当し、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成22年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月10日 審査請求人から意見書を收受

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ④ 同月 24 日      | 審議                |
| ⑤ 同年 8 月 5 日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年 10 月 28 日 | 審議                |
| ⑦ 同年 11 月 10 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑧ 同月 24 日      | 審査請求人から補充意見書を收受   |
| ⑨ 同年 12 月 1 日  | 審議                |

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、開示請求文書の記載によれば、審査請求人が運営する特定ブログへの削除要請についての一切の文書に記録されている保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、大津地方法務局がインターネット上のブログ「特定ブログ」の管理者あてに削除要請した人権侵犯事件記録（別紙 1 の文書 1 ないし文書 1 2）に記録されている保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した上で、これらの情報の一部が、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きの不開示情報に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行ったものである。

これに対し、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち、その一部を新たに開示することとし、その他の部分については、法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当することから、なお不開示とするとともに、本件対象保有個人情報を含む文書が新たに存在することが判明したとして、当該保有個人情報の一部を追加して開示するとしている（なお、諮問庁が補充理由説明書（3）イで言及した新たな保有個人情報については、諮問庁の裁決において処分庁が特定すべき旨判断し、その後、処分庁において、当該保有個人情報について開示決定等を行うこととなる。）。

したがって、当審査会においては、以下、原処分により特定された本件対象保有個人情報のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 保有個人情報該当性について

- (1) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、別紙 1 に掲げる文書 1 ないし文書 1 2 に記載された保有個人情報から構成されていることが認められる。

そのうち、処分庁は、①文書 2、文書 3、文書 6、文書 7、文書 10 及び文書 1 2 に記載されている人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が記載された部分（法 14 条 7 号）、②文書 2 及び文書 3 に記載されている法人その他の団体に関する情報が記載された部分（同条 3 号イ及び 7 号）、③文書 2 及び文書 3 に記載されている審

査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が記載された部分（同条7号）並びに④文書4に記載されている天津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域に関する情報が記載された部分（同条7号）を不開示としており、また、文書1、文書5、文書8、文書9及び文書11に記載された保有個人情報については、全部開示しているが、諮問庁は、原処分のうち、文書6、文書7、文書10及び文書12の電子メールの件名部分（文書6（1か所）、文書7（3か所）、文書10（1か所）、文書12（1か所、5行目の件名を除く。））を新たに開示するとしており、その他の部分を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示としていることから、以下、文書2ないし文書4、文書6、文書7、文書10及び文書12において、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分の不開示情報該当性について検討する。

（2）人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が記載された部分

ア 諮問庁は、文書2、文書3、文書6、文書7、文書10及び文書12の不開示部分のうち、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分を不開示としたことについて、以下のとおり説明する。

当該不開示部分については、法務省人権擁護局担当官及び大阪法務局担当官と天津地方法務局担当官との間における本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 上記諮問庁の説明について検討する。

（ア）文書2、文書3、文書6、文書7、文書10及び文書12の不開示部分のうち、①文書2の3枚目に記載された処理方針の理由に記載された事項、②文書3の下から1行目、③文書6、文書7、文書10及び文書12の電子メールの本文には、当該事件について法務省人権擁護局、大阪法務局人権擁護局及び天津地方法務局間で、当該人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況が本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価、又は心証等と共に記載されていることが認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その

事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有さないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査業務に適切に対応するためには、法務省・法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性にかんがみれば、当該部分に記載された内部的な協議・検討の過程において出された意見・評価、又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては適切な事案処理に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないと認められる。

したがって、当該不開示部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当と認められる。

(イ) また、①文書7の1枚目の下から2行目、2枚目の1行目、2行目及び4行目並びに3枚目の添付ファイル、④文書10の1枚目の添付ファイル名及び2枚目並びに⑤文書12の5行目の不開示部分は、当該事件が特定ブログの削除依頼に係るものであり、処分庁が当該事件について、法務省人権擁護局、大阪法務局及び大津地方法務局間での取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行うに際し、調査すべき内容等についての記載及び必要となる書類等を添付ファイルで送信したものであると認められる。

また、当該情報は、法務省人権擁護局、大阪法務局及び大津地方法務局の担当者が本件人権侵犯事件について、どのような内容に基づき協議・検討を行ったか、また、どのような添付ファイルを送信等したかの情報であり、その協議・検討内容等については、審査請求人が知り得ているとまでは言えない。

そのため、これらの情報を開示すると、上記(ア)と同様に人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当である。

(3) 法人その他の団体に関する情報の内容に関する情報が記載された部分並びに審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が記載された部分

ア 諮問庁は、文書2及び文書3の不開示部分のうち、①文書2の1枚

目及び2枚目の各事件端緒欄，3枚目の事案の概要欄及び調査事実の要旨欄，②文書3の相手方欄及び要旨欄を不開示としたことについて，以下のとおり説明する。

(ア) 文書2について

- a 文書2の1枚目及び2枚目の各「事件端緒」欄，3枚目の「事案の概要」欄及び「調査事実の要旨」欄の1項には，本件人権侵犯事件における通報者及び通報内容に係る事項が記載されているところ，かかる事項を開示すると，通報者が報復や不利益を受けおそれがある上，人権擁護機関に人権侵犯の事実を通報する意思を有している者が，報復や不利益を受けおそれて通報することに消極的になり，その結果として人権侵害の事実が潜在化したり，事件の調査においても通報者からの協力が得にくくなることが予想され，人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また，当該部分には，法人その他の団体に関する情報が含まれており，これを開示することにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって，上記各部分は，法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当する。

- b 文書2の3枚目の「調査事実の要旨」欄の2項（3行目の10文字目から24文字目までの部分を除く。）には，人権擁護機関が実施した調査の内容に係る事項が記載されている。

そのため，人権擁護機関が実施した調査の内容に係る情報を開示すると，人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また，文書2の3枚目の「調査事実の要旨」欄の2項の3行目の10文字目から24文字目までの部分は，文書4におけるのと同様の理由により，これを開示すると，職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって，上記部分は，法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) 文書3について

- a 文書3の相手方欄及び要旨欄の各部分には，本件人権侵犯事件における調査協力者に係る事項及び同人の発言内容が記載されているところ，かかる事項を開示すると，同人が報復や不利益を受けおそれがある上，調査に対し協力して情報を提供する意思を有している者が，報復や不利益を受けおそれて調査に協力

することに消極的になり、協力が得にくくなること等が予想され、強制的な調査権限を持たない人権擁護機関における人権侵犯事件の調査処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該部分には、法人その他の団体に関する情報が含まれており、これを開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、上記各部分は、それぞれ、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当する。

b また、文書3のうち、相手方欄には、開示請求者以外の個人の氏名が記載されており、同記載は、法14条2号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため、不開示事由を追加する。

イ 以上の諮問庁の説明について検討する。

(ア) 文書2及び文書3の不開示部分のうち、①文書2の1枚目及び2枚目の各事件端緒欄、②3枚目の事案の概要欄及び調査事実の要旨欄の1項の部分、③文書3の相手方欄の氏名を除く部分には、当該事件の通報者である法人その他の団体に関する情報が記載されており、④文書3の要旨欄には、当該事件の通報者からの通報内容が具体的に記載されていることが認められる。

そのため、当該部分を開示すると人権侵犯に対して法務局等に通報する意思を有している者が、何らかの報復や不利益を受けたり、実際に報復や不利益を受けないまでもそのような事態を恐れることにより、通報することに消極的になるなどし、通報することをちゅうちょすることにもなりかねず、その結果、人権侵犯の事実が潜在化するようになり、事件の調査においても通報者からの協力が得にくくなることから、強制的調査権限や指揮監督権がない人権擁護機関における人権侵犯事件の調査及び処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条3号イについて検討するまでもなく、不開示が妥当である。

また、文書3の相手方欄の氏名については、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから、同条3号イ及び7号柱書きについて検討するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(イ) 次に文書2の3枚目の調査事実の要旨欄の2項(3行目の10文字目から24文字目までの部分を含む。)の部分について検討する。

当該部分は、調査手法及び経緯並びにその結果得られた証拠の内

容が記載されていることからすると、審査請求人がその調査手法等の内容までも知り得ているとまでは言えないため、当該部分を開示することにより、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条3号イについて検討するまでもなく不開示とすることは妥当である。

(4) 大津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたものが記載された部分

ア 諮問庁は、文書4には大津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたものが記載されており、この部分を不開示としたことについて、以下のとおり説明する。

文書4の不開示部分については、審査請求人が自ら開設している特定ブログ等の内容を印刷したものであり、審査請求人が知り得ている情報であると思料されるが、審査請求人が知り得ている情報か否かにかかわらず、不開示部分のように差別を助長する情報を開示することそれ自体が、部落差別事件の解決に向けた人権擁護機関の長年にわたる取組と相反するものであって、当該部分を開示した場合、人権擁護機関に対する国民からの信頼が失われ、人権侵犯事件における関係者に対する調査や、人権擁護機関が行う人権啓発活動が困難になるなど、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 上記諮問庁の説明について検討する。

文書4については、審査請求人の開設している特定ブログを処分庁が閲覧し、当該ブログに添付された電子ファイルの内容とともに印刷し保有したものであることからすると、文書4の不開示部分についても、審査請求人が当然知り得ている情報であると言えるが、諮問庁は、これを前提としても、当該不開示部分は、なお法14条7号柱書きに該当するとしていることから、以下、当該不開示部分の同条7号柱書き該当性について検討する。

文書4の不開示部分は、特定ブログに添付された電子ファイルの内容を印刷したものであるが、いずれも特定の地域に関する情報が部落地名総鑑等の標題とともに多数掲げられており、その内容からして、それが事実か否かを問わず、法務局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情

報であると見ることができる。

そうすると、法務局等が自ら当該情報を開示することは、これまでの部落差別の解決に向けた取組方針と相反することになることを否定することはできず、諮問庁がその開示に消極的な対応をしていることは、理解し得ないものではない。

しかし、本件は、法に基づく保有個人情報の開示請求であり、しかも、当該情報は、既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであり、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる。そうであれば、処分庁が当該情報を開示することは、新たな差別の助長につながる行為とすることはできず、また、差別を助長する行為に加担したものと誤解を生じるとまでは見ることはできない。

したがって、当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分は開示すべきである。

(5) なお、審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張はいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、文書4の不開示部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、文書4の不開示部分は同条7号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小林克己, 委員 中村晶子, 委員 村上裕章

## 別紙 1

### 本件対象保有個人情報に記載された文書一覧

- 文書 1 決裁起案文書（H 2 1 . 1 2 . 3 付け）
- 文書 2 特別事件開始及び調査結果報告書（H 2 1 . 1 2 . 4 付け）
- 文書 3 聴取書（H 2 1 . 1 1 . 1 6 付け）
- 文書 4 特定ブログの内容及び添付された電子ファイル
- 文書 5 電子メール（H 2 1 . 1 1 . 1 6 付け）
- 文書 6 電子メール（H 2 1 . 1 1 . 1 8 付け）事務処理に係る連絡
- 文書 7 電子メール（H 2 1 . 1 1 . 3 0 付け）事務処理に係る連絡及び添付ファイル
- 文書 8 電子メール（H 2 1 . 1 2 . 1 付け）
- 文書 9 聴取書（H 2 1 . 1 2 . 2 付け）
- 文書 1 0 電子メール（H 2 1 . 1 2 . 2 付け）事務処理に係る連絡及び添付ファイル
- 文書 1 1 電子メール（H 2 1 . 1 2 . 2 付け）
- 文書 1 2 電子メール（H 2 1 . 1 2 . 2 付け）事務処理に係る連絡

別紙 2

本件対象保有個人情報の不開示部分等

	文書名	不開示部分	不開示条文
文書 1	決裁起案文書（H 2 1. 1 2. 3 付け）	—	—
文書 2	特別事件開始及び調査結果報告書（H 2 1. 1 2. 4 付け）	1 枚目 事件端緒欄 2 枚目 事件端緒欄 3 枚目 事案の概要， 処理方針の理由， 調査事実の要旨（1 項 及び 2 項）	法 1 4 条 3 号イ 及び 7 号柱書き
文書 3	聴取書（H 2 1. 1 1. 1 6 付け）	相手方欄，要旨欄，下 から 1 行目	法 1 4 条 2 号， 3 号イ及び 7 号 柱書き
文書 4	特定ブログの内容及び 添付された電子ファイ ルの内容	6 枚目以降の添付され た電子ファイルの内容 のすべて	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 5	電子メール（H 2 1. 1 1. 1 6 付け）	—	—
文書 6	電子メール（H 2 1. 1 1. 1 8 付け）事務 処理に係る連絡	件名（新たに開示）， メール本文	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 7	電子メール（H 2 1. 1 1. 3 0 付け）事務 処理に係る連絡及び添 付ファイル	1 枚目 件名（3 か 所）（新たに 開示），メー ル本文（2 か 所），下から 2 行目 2 枚目 上から 1 行 目，2 行目及 び 4 行目 3 枚目 添付ファイル すべて	法 1 4 条 7 号柱 書き
文書 8	電子メール（H 2 1. 1 1. 1 6 付け）	—	—

	12.1 付け)		
文書9	聴取書 (H21.12.2 付け)	—	—
文書10	電子メール (H21.12.2 付け) 事務処理に係る連絡及び添付ファイル	1 枚目 件名 (新たに開示), メール本文, 添付ファイル名 2 枚目 添付ファイルすべて	法14条7号柱書き
文書11	電子メール (H21.12.2 付け)	—	—
文書12	電子メール (H21.12.2 付け) 事務処理に係る連絡	件名 (2 か所) (5 行目の件名を除き, 新たに開示), メール本文 (2 か所)	法14条7号柱書き